

2009年2月2日

住友商事株式会社
代表取締役 副社長執行役員
島崎 憲明

会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定について

1. 会社法では、会計監査人は株主総会の決議によって選任されることとなっており（会社法第329条第1項）、取締役がその選任議案を株主総会に提出するには、監査役（会）の同意が必要とされている（会社法第344条）。

また、取締役は会計監査人の報酬を定める場合には、監査役（会）の同意を得る必要がある（会社法第399条）。

これらの制度は、会計監査人の選任議案・報酬の決定にあたり、経営上の意思決定と会計監査の独立性を同時に実現するためのものである。会計監査人の選任議案は、会社における計算書類、財務諸表、内部統制報告書等の作成、それらの監査の過程について十分認識した上で、会社の規模や監査の複雑さに応じて適切な監査法人を探し、その監査法人と監査報酬や監査スケジュール等に関する折衝を経て、初めて決定することができる。特に、適正な報酬で迅速かつ適格な監査を行うことができる監査法人を選定するためには、経営の視点からの意見を議案に反映させる必要がある。また、グローバル連結経営を行ううえで連結ベースで統一的な会計監査を行うことも必要であり、この観点から会計監査人の選任・報酬の調整を行うことができるのは取締役である。

2. 会計監査人の選任議案の提出について監査役（会）は同意権を有しているので、取締役が選任しようとする会計監査人が妥当でないと判断するときは、その議案に同意しないことにより監査役の意見を反映することができ、このことが取締役に対する牽制になるものと考えられる。また監査役（会）は議案の提出請求権も有しており（会社法第344条）、取締役はこれに拘束されるので、監査役（会）は会計監査人の選任に関し積極的イニシアティブをとれる仕組みになっている（現行法上、選任権はあるともいえる）。

同様に、監査役（会）は会計監査人の報酬についても同意権を有しているので、報酬が適当ではないと判断する場合には同意しないことにより、監査役としての意見を反映することができ、このことが牽制機能を果たすことになる。

業務執行から独立した監査役が同意権という強力な拒否権を有していることが、機能的には優れているという見方もできるのではないかと。

なお、監査役が決定権を持つ場合は、監査役が会社の重要な業務執行を行うことになる。このことが業務執行の二元化になり混乱をもたらすのではないかと。

との懸念があるとともに、監査役制度全般にどのような影響を与えるか慎重に考える必要がある。

3. 「執行側が決定権を有していることが財務情報の適正性の確保につながっていない」との意見があるが、会計監査人がきちんと監査を行い、職業倫理にしたがって意見を述べ、監査役もそれをサポートすることが本来的な姿である。多くの上場企業の経営者は健全な経営を行うために、会計監査人の監査効率の向上に前向きに取り組み、その意見に耳を傾け活用している。会計不祥事は、経営者の意識、会計監査人の倫理観の欠如が問題なのであって、選任・報酬の決定権が執行側にあることが原因ではない。

以 上